

東京海洋大学海洋資源環境学部における転学部に関する取扱要領

平成 29 年 2 月 20 日

海洋大規第 90 号

改正 平成 31 年 3 月 22 日海洋大規第 47 号

第 1 この要領は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第 30 条第 3 項の規定に基づき、海洋生命科学部及び海洋工学部に在学する学生が海洋資源環境学部に転学部する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 転学部の時期は、第 2 年次の学年の始めとする。

第 3 転学部できる学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 海洋生命科学部及び海洋工学部の第 1 年次に在学している学生（ただし留年した学生を除く。）
- (2) 一般入試により入学した学生
- (3) 転学部出願時において、20 単位以上修得している学生、なお、海洋生命科学部所属学生にあつては、当該学期に開講する転学部希望先の各学科における全ての必修科目（専門科目を除く。）について、所属学科で開講されている授業科目（東京海洋大学海洋生命科学部履修規則第 7 条第 2 項本文の規定に基づく履修が認められた 2 年次以上の授業科目等を含む。）により修得した単位を含むこと。
- (4) 転学部出願時において、履修登録した全ての授業科目（成績評価が「認」（T）の科目及び成績評価がされていない後学期科目及び通年科目（IP）を除く。）の 70%以上（小数点第一位切上げ）が「優」又は「A」以上であること。
- (5) 大学入試センター試験において、転学部希望先の各学科が指定する次の教科を受験していること。

転学部希望先学科	指定教科
海洋環境科学科	数学、理科、外国語
海洋資源エネルギー学科	数学、理科、外国語

- (6) 海洋工学部学生にあつては、東京海洋大学海洋工学部履修規則第 19 条の規定に基づく第 2 年次進級要件を満たすこと。
- (7) 海洋工学部学生にあつては、次に掲げるいずれかの英語資格等を保持していること。（出願時に資格のスコアカード又は合格証明書の原本を提出できること。）

英語資格等	スコア
TOEIC Listening & Reading Test	500点以上
TOEFL	TOEFL (iBT) 52点以上
IELTS	バンド 4.5 以上

第 4 転学部を志望する学生は、第 1 年次後学期の所定の期間内に転学部願書を学長に提出しなければならない。

2 転学部の志望先は、1 学科のみとする。

第 5 転学部を志望する学生の選考方法等については、東京海洋大学海洋資源環境学部教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

第 6 転学部の許可は、転学部希望先の各学科及び委員会で選考のうえ東京海洋大学海洋資源環境学部教授会の議を経て学長が決定する。

第 7 転学部を許可された学生の転学部前に修得した単位（学則第 34 条から第 36 条までの規定に基づき修得した単位を含む。）の取り扱いについては、委員会が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年海洋大規第 47 号）

この取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。